

令和3年度第1回江東区医療的ケア児支援連携会議

令和3年12月23日

1 開会

【佐久間委員】 皆様、お待たせしております。定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第1回江東区医療的ケア児支援連携会議を開催したいと思います。

本日は年末のお忙しい中、御出席賜りまして、ありがとうございます。私は、江東区障害者支援課長の佐久間と申します。議事に入るまでの間、進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、ここから着座にて失礼いたします。

まず初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。本日は、机上に配付しております資料1から7及び参考1、2により説明をさせていただきます。不足がございましたらお知らせください。

よろしいようなので、始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、本会議の概要について、私から説明させていただきます。お手元に参考1、江東区医療的ケア児支援連携会議設置要綱を御用意ください。

本会議につきましては、本年9月に施行されております医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律を受けまして、第1条に記載のとおり、相談体制等について必要な措置を講じるとともに、医療的ケア児支援に資する情報について、関係機関等における共有を図るため、昨年度に設置しました江東区医療的ケア児支援関係機関連携会議を基本に、委員を追加の上、再編成したものとなっております。

したがって、第3条の会長の互選及び第4条の委員の任期につきましては、そのまま継続させていただき、会長につきましては城田委員、任期につきましては令和4年3月31日までとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、開会に当たりまして、障害福祉部長の市川より御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

【市川委員】 皆さん、こんにちは。江東区障害福祉部長の市川と申します。

本日はお忙しい中、江東区医療的ケア児支援連携会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。また、本会議の委員をお引き受けいただきまして、誠にあ

りがとうございます。

本年9月、医療的ケア児に対する支援について、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されまして、医療的ケア児の支援に対しての各機関における責務が明文化されたところでございます。医療的ケア児につきましては、医療技術の向上などにより増加していくことが見込まれておりまして、現状を踏まえ、支援の充実を図っていくことが今後求められます。

本会議におきましては、関係機関及び民間団体と、医療的ケア児支援に資する情報の共有を図ることを目的としており、本日お集まりいただいた委員の皆様には、医療、保健、福祉、教育等、様々な立場で相互に連携していければと考えておりますので、ぜひとも御協力をお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症ですけれども、国内においても新たな変異株が広がり始めております。皆様におかれましては、引き続き感染対策をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

【佐久間委員】 市川部長、ありがとうございました。

2 委員紹介

【佐久間委員】 続きまして、私から委員の御紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、名簿の順に御紹介させていただきますので、御起立をお願いいたします。

まず初めに、江東区医師会の城田委員でございます。先ほど申し上げましたが、城田委員には会長をお願いしております。

【城田会長】 よろしく申し上げます。

【佐久間委員】 同じく、江東区医師会の大塚委員でございます。

【大塚委員】 江東区医師会の大塚です。よろしく申し上げます。

【佐久間委員】 江東区歯科医師会の小川委員でございます。

【小川委員】 江東区歯科医師会の小川でございます。よろしく申し上げます。

【佐久間委員】 江東区薬剤師会の菅委員でございます。

【菅委員】 江東区薬剤師会の菅でございます。よろしく申し上げます。

【佐久間委員】 医療法人財団はるたか会の前田委員でございます。

【前田委員】 医療法人財団はるたか会の前田です。よろしくお願ひします。

【佐久間委員】 東京都立東部療育センターの益山委員でございます。

【益山委員】 東京都立東部療育センターの益山です。よろしくお願ひいたします。

【佐久間委員】 同じく、鈴木委員でございます。

【鈴木委員】 ソーシャルワーカーの鈴木です。よろしくお願ひいたします。

【佐久間委員】 続きまして、東京都立墨東病院の柿沼委員でございますが、本日代理で青木様がいらっしやっております。

【柿沼委員代理（青木）】 青木と申します。よろしくお願ひいたします。

【佐久間委員】 昭和大学江東豊洲病院の銚丸委員でございます。

【銚丸委員】 ソーシャルワーカーの銚丸です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【佐久間委員】 同じく、福地本委員でございます。

【福地本委員】 看護部の福地本晴美と申します。よろしくお願ひいたします。

【佐久間委員】 江東区医師会訪問看護ステーションの原田委員でございます。

【原田委員】 江東区医師会訪問看護ステーションの原田と申します。よろしくお願ひいたします。

【佐久間委員】 江東区こども発達センターの田村委員でございます。

【田村委員】 江東区こども発達センター並びに自立支援協議会の児童部会の会長をしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【佐久間委員】 江東区こども発達扇橋センターの金上委員でございます。

【金上委員】 こども発達扇橋センターの金上です。よろしくお願ひします。

【佐久間委員】 ホープウェル株式会社の高館委員でございます。

【高館委員】 ホープウェル株式会社の代表、カレッジケア、カレッジガーデンの管理者をしております高館と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【佐久間委員】 都立墨東特別支援学校の庄司委員でございます。

【庄司委員】 いつも本校の児童生徒が大変お世話になっております。墨東特別支援学校校長、庄司でございます。よろしくお願ひいたします。

【佐久間委員】 江東区健康部歯科保健・医療連携担当課長の小松崎委員ござ

います。

【小松崎委員】 歯科保健・医療連携担当課長、小松崎と申します。よろしくお願いいたします。

【佐久間委員】 こども未来部保育計画課長の西野委員でございます。

【西野委員】 保育計画課長の西野でございます。よろしくお願いいたします。

【佐久間委員】 同じく保育課長の渡邊委員でございます。

【渡邊委員】 保育課長の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

【佐久間委員】 教育委員会事務局学務課長の大町委員でございます。

【大町委員】 学務課長の大町と申します。よろしくお願いいたします。

【佐久間委員】 同じく、教育支援課長の守屋委員でございます。

【守屋委員】 教育支援課長の守屋と申します。よろしくお願いいたします。

【佐久間委員】 同じく、地域教育課長の河野委員でございます。

【河野委員】 地域教育課長の河野でございます。よろしくお願いいたします。

【佐久間委員】 障害福祉部長の市川でございます。

【市川委員】 改めまして、よろしくお願いいたします。

【佐久間委員】 同じく、障害者施策課長の大江委員でございます。

【大江委員】 障害者施策課長の大江と申します。よろしくお願いいたします。

【佐久間委員】 以上、24名の委員により本会議を運営してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、終了予定時刻を午後3時としております。御理解、御協力のほどお願いいたします。

それでは、ここから会長に進行をお願いいたします。城田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【城田会長】 よろしくお願ひします。

3 江東区における医療的ケア児の現状について

【城田会長】 それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

次第の3をお願いいたします。次第3、江東区における医療的ケア児の現状について、佐久間委員より御報告をお願いいたします。

【佐久間委員】 それでは、資料1を御覧ください。こちらは、江東区における医療的ケア児の現状について、過去3年間の推移、身体の状態、医療的ケアの内容をまとめたものになります。こちらですが、障害福祉サービスを受給されている方の情報をまとめたものとなりますので、全ての実態が反映されたものではございません。取扱いには御留意いただければと思います。

まず、対象者の人数でございますが、令和4年4月1日の年齢となっております。したがって、7歳から12歳が小学生、13歳から15歳が中学生、16歳から18歳が高校生の学齢期となっております。ここ3年間の推移ですが、全体人数は、72名、78名、71名となっております。

次に、年齢構成の推移ですが、例えば令和元年度に2歳だった方につきましては、17名でしたが、令和3年度には4歳となりまして、12名となっております。成長が進むにつれて医療的ケアが不要になる児童や、残念ながら亡くなられてしまう児童がいらっしゃるということが、減少する要因となっております。

次に、令和3年度71名の身体状況でございますが、寝たきりの方が34名となっている一方、独歩や正常運動発達の方もそれぞれ9名、4名となっております、いわゆる動ける医療的ケア児も一定数いらっしゃるということになっております。

次に、医療的ケアの内容でございますが、こちらは重複してカウントしているものとなります。経管栄養の方が49名、酸素療法、吸引、人工呼吸器管理が30名程度、気管切開の処置が23名などとなっております。また、導尿、インスリン注射などにつきましては、それぞれ7名、1名となっております、後ほど教育委員会からも御報告させていただきますが、一部の方につきましては、現在も区立学校で受入れをしているところでございます。

なお、関係機関で支援に必要となる個別の情報がありましたら、適宜御連絡いただければ、可能な範囲で共有はさせていただきたいと考えております。

説明は以上となります。

【城田会長】 佐久間委員、御報告ありがとうございました。

4 関係機関等の取組

【城田会長】 続きまして、次第4の関係機関等の取組について、本日御出席いただいている関係機関より取組状況について御報告いただきたいと思います。

まず初めに、障害者支援課の取組について、佐久間委員よりお願いいたします。

【佐久間委員】 資料2を御用意ください。江東区障害者施策における医療的ケア児支援の状況についてでございます。

まず、1、在宅レスパイト支援事業でございますが、こちらは家族のレスパイトを目的に、医療的ケア児の居宅に訪問看護師を派遣するものでございますが、昨年度本会議で集約しました関係機関からの意見に基づきまして、来年度から居宅以外の派遣先も可能となるように、現在調整しているところでございます。

次に、利用実績でございますが、決定人数が平成30年度から令和2年度まで33名、46名、54名。利用人数が21名、34名、33名。利用率が63.6%、73.9%、61.1%となっております。新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、利用が伸び悩んでいるものと考えられますが、課題に記載しておりますとおり、土日に対応できる訪問看護事業所が少ない、特定の事業所に利用者が集中していることなども要因と考えているところでございます。

次に、2、江東区内で医療的ケア児の受入れ実績のある児童通所施設でございますが、児童発達支援が8か所、うち重心指定が2か所、医療型児童発達支援が1か所、放課後等デイサービスが5か所、うち重心指定が4か所、今後開設予定の施設が2か所となっております。なお、利用者につきましては、児童発達支援で30名、放課後等デイサービスで11名となっております。

次に、3、医療的ケア児コーディネーターの区内配属状況となります。記載の5事業所にそれぞれ1名おまして、合計5名の方となっております。なお、23区の状況でございますが、令和3年3月1日現在、73事業所に配属されている状況でございます。人口規模で考えますと、江東区はおおむね平均的な配属状況になるのかなと考えてございます。

恐れ入ります。裏面を御覧ください。4、江東区地域自立支援協議会児童部会医療的ケア児ワーキンググループについてでございますが、その活動内容と構成メンバーについて記載しております。

(1)の活動内容ですが、令和元年度と2年度につきましては、小児在宅医療連携推進会議開催のため、こちらのワーキンググループは設置しておりませんでした。平成26年以降開催しております。事例検討ですとか、医療的ケア児の概数調査などを実施しているところです。今年度につきましては、11月に開催してお

りまして、高館委員から医療的ケア児支援の現状について御講義いただいたところ
です。今後、受入れ事業者の拡大が課題になってくるところでございますので、研
修や講演など、引き続きの御協力を賜ればと考えております。

(2) 構成メンバーについてですけれども、今年度の法の施行で施設管理者の責
務が明確になったことによりまして、保育関係と教育関係の構成員が加わったとこ
ろです。

最後に、5、令和4年度東京都新規事業について情報提供いたします。こちらは
東京都の福祉保健局の予算要求の状況ですので、確定しているものではありません
が、法において都道府県の責務とされた相談体制の中核となる医療的ケア児支援セ
ンターの設置に関するものでございます。こちらの在り方によって、区をはじめと
した関係機関の役割が決まてまいりますので、注視していく必要がございますが、
昨日開催された特別区の課長会において、東京都から、現時点では詳細は決まっ
ていないという報告を受けたところでございます。

ただ、その中で、1月に、支援センターに求める役割や機能について、区市町村
の意見集約の場を設置するといった報告がございました。委員の皆様の意見につ
きましても、その場で報告させていただければと考えております。本会議終了後に、
メールにて改めて依頼差し上げますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

説明は以上となります。

【城田会長】 佐久間委員、御報告ありがとうございました。

続きまして、保育計画課、保育課の取組について、西野委員より御報告をお願い
いたします。

【西野委員】 では、お手元の資料3を御覧ください。保育所における医療的ケ
ア児の受入れ検討の状況について御報告させていただきます。

現在、医療的ケア児につきましては、個々の心身の状況に応じた適切な支援を受
けることができるよう、居宅訪問型保育事業において受入れを行っております。し
かしながら、令和3年6月に成立した医療的ケア児及びその家族に対する支援に関
する法律に沿って、保育所においても医療的ケア児の受入れ体制整備を進めていく
必要があると認識し、受入れに向けた課題の精査、他自治体の調査及び受入れ体制
の検討などを行うため、こども未来部内に「保育所における医療的ケア児受入れ検
討会議」を設置いたしました。

この検討会議につきましては、2、保育所における医療的ケア児受入れ検討会議の設置についてに記載してありますが、こども未来部長を中心に、保育計画課及び保育課の職員を中心に構成し、会議の議題や検討内容によっては、区立園長会や区立看護師会の代表、また医師などにも検討に参加していただく予定となっております。

会議の開催につきましては、月1回程度を予定しており、既に11月11日及び12月13日に会議を開催しております。第1回目の会議では、検討を進めるに当たっての情報の共有及び各課における役割分担の確認などを行いました。第2回目の会議におきましては、区立園長会及び区立看護師会の代表にも参加していただき、12月6日に、視察した目黒区の実施内容などの情報共有及び現段階での課題の整理というものを行いました。

以上が保育所における医療的ケア児の受入れ検討状況となります。引き続き、認可保育所での医療的ケア児受入れに向けまして、看護師などの人材確保、環境整備、医療機関との連携など、多岐にわたる課題がありますが、安全性を確保しながら、医療的ケアと保育が提供できるよう検討を行ってまいります。

御報告は以上となります。

【城田会長】 西野委員、御報告ありがとうございました。

続きまして、教育支援課の実施について、守屋委員よりお願いいたします。

【守屋委員】 それでは、資料の4番をお手元に御用意ください。よろしくお願いいたします。私からは、区立小・中学校における医療的ケア児への支援状況について、大きく1番、2番、3番の項目に分けて、御説明、御案内させていただきます。

まず、初めに1番ですが、私ども教育委員会事務局におけます、本年を含めまして4か年の動き、取組の経過をお伝えしたいと思います。

平成30年度ですが、将来的な医療的ケア児受入れのために、看護師の委託費を予算化いたしました。この年度、そして翌年度、平成31年度、つまりは令和元年度ですが、こちらについては、受入れの実績はございませんでした。また、この年度につきましては、区立小・中学校におけます医療的ケアの実施ガイドラインを制定したところでございます。

昨年度、令和2年度になりますが、実際に区立小学校に、医療的ケアを必要とす

るお子さんが入学されることになりました。そのことを受けまして、私どもは、特別支援教育看護師といたしまして、会計年度任用職員というポジションで1名の看護師の方を任用することになりました。そして、こちらは後ほどお伝えしますけれども、週に1回、医療的ケアを実際に実施するという流れになってございます。このお子様につきましては、本年度も区立小学校に在籍されておりますので、ケアが継続されております。

また、今年度ですけれども、私ども教育委員会の事務局のものと、あとは特別支援教育の関係の学校長をメンバーといたしました江東区特別支援教育検討委員会というものを新たに立ち上げて、様々な課題を検討しているところですが、その中の下部組織、分科会の一つといたしまして、医療的ケアの検討部会を実施する予定となっております。

続きまして、項目の2でございますが、区立学校における医療的ケア児の現状及び取組の状況について御案内したいと思います。

実際に私どもの会計年度任用職員の看護師が医療的ケアに当たっている児童は、導尿の児童で看護師による処置を実施しております。その他の児童につきましては看護師からの報告レポート等によりますと、基本的には自分で導尿ができるんだけれども、週1回程度、見守りが必要であろうということで巡回をしていたり、自己導尿ができる、もしくはインスリンの注射が自動化されている、もしくは自分で注射できるということで、こちらは不定期に巡回するという流れになってございます。

また、私どもは、お子様が入学する前の年度に就学相談、また教育相談等を実施しているわけですけれども、その中で、医療的ケアを必要とするお子様の実態といったものを、療育機関・各園との連携、必要に応じて園に実際に伺うなどということもしておりますけれども、そのようにして実態把握、また相談を承っているという状況でございます。また、本日、墨東特別支援学校からも校長先生がお見えになっておりますけれども、区内にあります肢体不自由特別支援学校ということで、墨東特別支援学校様とも連携をさせていただいているところでございます。

最後に、項目の3番になりますが、私ども教育委員会の事務局及び学校における課題として、何点か挙げさせていただきました。

初めに、教育委員会事務局の今後の課題ですけれども、先ほど来、皆様も触れていらっしゃると思いますが、支援法の成立を受けまして、医療的ケア児対象となるお子様

が区立学校に入学してくる傾向が増えるのではないかとこのところ、様々な対応を考えていかなければならないと考えております。

また、(2)のところは医師会の皆様との連携ということですが、ぜひ先生方による巡回の訪問等もこれから企画していきたいなと思っております。こちらは本当に今後、具体的に御相談事項となっております。また、後日、どちらの部署もしくはどちらの御担当様に、窓口として御協力についての御相談をさせていただければいいのかということも、改めて連絡を取らせていただければと思います。何とぞよろしく願いいたします。

(3) 番になりますけれども、平成30年度の段階で、ケアの実施ガイドラインというものを策定したわけですけれども、支援法の成立を受けて見直しする部分があるのではないかとこのところ、今後の課題となっております。

学校においても幾つか課題があろうかと思いますが、今後に向けては、保護者の皆様との連携、様々なハードウェア的な環境の整備、また校内における連携体制の整備といったことが課題となってくるのではないかとこのことになります。

雑駁ではありますが、教育支援課からの報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

【城田会長】 守屋委員、御報告ありがとうございました。

続きまして、都立墨東特別支援学校の取組について、庄司委員よりお願いいたします。

【庄司委員】 いつも本校の児童生徒がお世話になっております。

本校墨東特別支援学校は、千代田・中央・台東・墨田・江東の5区の学区域がございしますが、資料5に示している江東区の医療的ケア児童生徒の割合と内容についての数値に関しましては、江東区内に在住のお子さんごみの数字でございます。

一見して分かりますとおり、小学部の低学年、要するに、年齢が低いほど人数が多いということが見て取れるかと思えます。そういった傾向は顕著でございまして、来年度入ってくる予定の新小1の医療的ケアが必要な児童生徒は、江東区だけで6名、全員で10名おります。この割合が50%を超えるという状況でございます。こういった割合が増えてきているということでございます。

裏面を見ていただくと分かるんですけれども、医療的ケアの必要な児童生徒の割合で示させていただきました。割合でございますので、先ほどのほかの区も全て含

んでの話をさせていただきますと、このように、やはり小学部の医療的ケアが必要な児童生徒の割合が多いということでございます。

こういったことで、江東区さんは医療的ケア児にとって、いわゆる生活しやすい環境が整っている地域であるからこそ、こういった現象が起こってきているとは私も理解しておりますが、そういったところで、いろいろな都の施策も矢継ぎ早に出されております。例えば医療的ケア専用通学車両、本校は5台が走っておりますけれども、今後増車が必要となってまいります。

しかしながら、医療的ケア専用通学車両の中には、看護師が同乗するということが原則になっております。本校では今、非常勤看護師を採用しまして乗車させているんですけれども、今度新しく10人の小1の医療的ケアの子供が入ってくるといことになると、校内での医療的ケアに時間を多く割かざるを得ない。そうすると、乗車に関わっていることもできなくなってしまうという、非常に看護師不足が深刻になっております。

その部分につきまして、保護者代理人制度という制度が入りまして、保護者に代わって、保護者は一時的に乗車するということになっているんですけれども、その方の代わりに、看護師資格を持った方が代理人として入っていただいたりしております。こういった外部のマンパワーに頼らざるを得ないような状況が生まれてございます。

課題としましては、校内の医療的ケアの実施と専用通学車両ともに、看護師の確保が課題であると書かせていただいたところです。これはかなり深刻な課題でございます。東京都教育委員会としては、非常勤看護師でどうにか乗り切れるんじゃないかという腹積もりでいるようでございますけれども、医療的ケアの児童の数の増え方からすると、特に本校では、それでは十分ではないと認識しております。いろいろな形で御支援をいただきながら、子供たちの安全な通学、そして医療的ケアの実施に努めていきたいと考えているところでございます。

あともう一つ、ここには書いてございませんけれども、医療的ケアの必要なお子さんの保護者付添いという課題がございます。この付添い期間が非常に長くかかっているということで、この短縮化が図れないかということで、付添いの短縮モデル事業というのが今年度から始まっております。

これは、来年度入学の新小1の医療的ケアが必要な児童の保護者向けに、既に就

学前施設のところから、こういった医療的ケアをしているのですかということ聞き取りさせていただいたり、観察させていただきながら、スムーズに学校での医療的ケアが実施できるようにするものでございます。来年入学の10名のうち、今、8名の方と接触が取れておりまして、5名の方は既に観察が済んでいるという状況でございます。

今からという、寒い時期ですので体調を崩しやすいということで、そういったことにならないように、夏の暑いうちから始めるようにしてまいりました。どうかこうにかここまでたどり着けたんですけれども、課題は、やはり校内での医療的ケアの実施者の確保というところでございます。

私からは以上でございます。

【城田会長】 庄司委員、御報告ありがとうございました。

今までの御報告について、何か御意見、御質問はございますでしょうか。ございましたら、挙手でお知らせいただければと思います。

【前田委員】 皆様方の御報告、大変興味深く聞かせていただきました。情報提供で聞いていただければと思います。医療的ケア児の統計を厚労省の研究班で取っております。最新のデータを皆さんにお伝えできればと思います。

医療的ケア児、これは診療報酬によつての計算によつているんですけれども、2020年度の医療的ケア児は、たしかこれは5月か何かの診療報酬の統計によるんですけれども、前年が2万155人だったところが、1万9,238人で、少し減っております。

ただ、人工呼吸器を使用している医療的ケア児が、前年が4,600人だったところが、2020年が5,017人で増えておりまして、今、庄司先生がおっしゃったように、ゼロから4歳児の一番小さい子たちが、一番数が多いという経過が出ておりますので、こういった子供たちがどんどん社会に出てきているという状況は変わりないのと、研究班の議論では、ちょっと減っているのは、コロナで病院受診が減ったので、その分、報酬にカウントされている数が少なかっただけで、実際の数としては減っているわけではないだろうと我々は考えております。

以上、現状の御報告でした。これはまだ公表されていないデータなので、この場の限りのことにさせていただいて、このパワーポイントをお送りいたしますので、この委員の方たちだけにはシェアしていただいてもいいと思いますので、よろしく

お願いします。

【城田会長】 前田委員、ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。お願いします。

【小川委員】 江東区歯科医師会の小川でございます。今回、区立の学校において、医療的ケア児の現状を御紹介くださいましたけれども、ここの生徒さんたちは、通学は普通にできるということですか。それとも、何か車等の手段を用意していらっしゃるのでしょうか。

【守屋委員】 今、6名のお子さんのお話をさせていただきましたけれども、例えば知的な障害であるとか、肢体不自由的な障害の重複の障害はございませんので、通学に関しましては通常どおりに通ってございます。

以上でございます。

【城田会長】 ほかは何かございますでしょうか。

では、この議題は終了とさせていただきます。

5 医療的ケア児及びその家族へのニーズ調査について

【城田会長】 次第の5番です。続きまして、次第5の医療的ケア児及びその家族へのニーズ調査について、佐久間委員よりお願いいたします。

【佐久間委員】 それでは、資料6を御覧ください。こちらは医療的ケア児とその家族の生活実態把握アンケートということで、区で把握している医療的ケア児の保護者に対しまして、医療、保健、福祉、教育、就労などに関しまして、アンケートを実施させていただきます。調査結果につきましては、今後の障害者福祉施策の参考にしてまいりたいと考えております。

アンケートの案につきまして御覧いただき、後ほど御意見、御指摘等ございましたら、資料7としまして、アンケートの意見シートというものを作っておりますので、こちらを事務局宛て、御提出いただければと思います。後ほど意見シートは電子メールでデータを送信いたします。1月14日を期限とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

提出いただきました御意見等を反映した後、アンケートを実施しまして、年度内に取りまとめたいと考えております。なお、取りまとめの結果につきましては、委員の皆様にも共有させていただきます。

説明は以上となります。

【城田会長】 佐久間委員、御報告ありがとうございました。

6 その他

【城田会長】 続きまして、次第6、その他について。本日、各関係機関より医療的ケア児支援について御報告いただきましたけれども、ほかに何かございましたら挙手でお願いいたします。

【小川委員】 度々すいません。江東区歯科医師会の小川でございます。

一つ、私は在宅の医療的ケアの方のところにも訪問しておりますが、そこで歯科で非常に大きいのは、新しく乳歯が生えてきたり、あるいはその生え変わりということですが、もう一つ、食べることを摂食指導して胃ろうを離脱するとか、抜けていますけれども、当期、今年、保育園に医療的ケアを受け入れてもらえないということで、訪問保育をされていまして、ただ今回、訪問保育に関しては見直しをしてくださっているようですので、それはとてもありがたいことだと思いますが、やはり集団の保育の力というのは大きいと思います。食べることにしても、周りのお友達を見ながら学んでいくところも多いですので、集団での保育を今後、訪問保育ではなくて、その方向を実施していただけるようお願いしたいと思います。

【城田会長】 ありがとうございます。ほかに何か御意見ございますでしょうか。

1点だけ伺ってもよろしいでしょうか。教育支援課の先ほどの御説明で、教育委員会の事務局のほうで、医師会との連携で医師による巡回訪問をしていきたいとおっしゃられたと思うんですけれども、それは具体的にどういった形でやっていこうという、大ざっぱな計画でいいので教えていただけますか。

【守屋委員】 イメージといたしましては、年に何回も定期的にとということではなくて、お子様の状況であるとか、また保育士が実際に手がけているケアの部分を見ていただいて、何かお気づきの点等があれば助言をいただくといったところで、適切に実施できているかどうかを相互に見ていただく、そのようなことができればいいなと考えているところでございます。また改めて医師会の先生方にも御相談したいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

【城田会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。お願いいたします。

【前田委員】 全体的なことでもよろしいでしょうか。江東区で医療的ケア児について様々な支援に積極的に取り組んでいただいて、特に医療的ケア児コーディネーターを、東京都のほうの議論でも出ておりますけれども、なかなかコーディネーターの配置が進まないところが多いんですが、こうやって配置していただいているのは大変すばらしいなと思って聞かせていただきました。

1点、御質問も含めてなんですけれども、新しい法律では医療的ケア児の災害対策について、検討して進めていくようになっておりまして、医療的ケア児支援法ですね。厚労省も今、それに向かって色々取り組みつつあります。災害のほうは、やはり一番現場に近いところの市区町村単位が大きいかなと思いますけれども、江東区でも考えていらっしゃるとは思いますが、もし何か今、進んでいることとか、少し考えていることなどがあったら教えていただければと思います。

【城田会長】 担当の方、よろしくお願いします。

【佐久間委員】 医療的ケア児に限定した災害対策という部分につきましては、保健所等で、人工呼吸器が必要になる方のリストは持っているとは聞いておりますけれども、それがどのように活用されるかというところまでは、私のほうで把握しているところではございません。申し訳ございません。

以上でございます。

【城田会長】 何か御存じの方はいらっしゃいますか。

一応、保健所では多分、発電機等に補助金をつけていると思うんですね。ポンベ式の発電機等を購入した場合には幾らまでという、正確には覚えていないんですけれども、たしかそういった形になっていると思います。レスピレーターを持っている方の中には、バッテリーを自分で購入されて、外づけの大きいバッテリーを購入されている方も多いと思いますが、それだけだと、停電の時間が長引いたりすると対応できないので、その際にどうするのかということで、近くの保健相談所とかに充電できるような施設が、多分あるようになっていたと僕は患者さんからお聞きしています。

ただ、それがすぐに活用できるかどうか、水害なんかがあれば移動もできなくなるでしょうし、いろいろな問題があると思うので、そこら辺についても今後、進めていただけるとありがたいなと思います。

ほかに御意見はございますでしょうか。

では、意見など出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

以上で、本日の議事が全て終了いたしました。

以上をもちまして、江東区医療的ケア児支援連携会議を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

— 了 —